

社会福祉法人養徳会 役員及び評議員の報酬等支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養徳会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び交通費等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支給するものとする。

(理事長の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給するものとする。ただし、第3条による報酬及び交通費は支給しない。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支給するものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給するものとする。

(報酬の支給日)

第7条 第5条に定める理事長の報酬は、毎月10日に支給する。賞与は7月10日及び12月10日に支給する。

(適用除外)

第8条 施設の職員が兼務する役員及び評議員選任・解任委員は、この支給基準を適用しない。

(改正)

第9条 この支給基準を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この支給基準は平成29年4月1日より施行する。

別表 1（第 3 条関係）

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	日額 20,000円	下表のとおり
評議員会出席報酬等	日額 20,000円	下表のとおり

別表 2（第 4 条及び第 5 条関係）

名 称	報 酬	交通費
理事長報酬等	月額 100,000円 賞与 夏期1ヶ月分、冬期2ヶ月分	無 し
監事報酬等	日額 30,000円	下表のとおり

別表 3（第 6 条関係）

名 称	報 酬	旅 費
報酬及び旅費	日額 10,000円	実費相当

交通費は、役員及び評議員の在住地により下表のとおりとする。

在 住 地	交通費
多可町、西脇市、加東市、加西市、丹波市	1,000円
※上記以外については、距離及び有料道路料金等に応じて、別に計算する。 （例）神戸市中央区在住で有料道路利用の場合 （往復距離×20円）+往復有料道路料金 （100円単位切り上げとする）	